

◎国民健康保険法の一部を改正する法

律

(平成二四年四月六日法律第二八号)

一、提案理由(平成二四年三月三日・衆議院厚生労働委 員会)

○小宮山国務大臣 たいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしています。しかし、近年の産業構造と就業構造の変化や高齢化の進展に伴い、国民健康保険制度の加入者は、自営業や農林水産業の方が大幅に減少し、非正規労働者や無職といった低所得の方や、高齢で医療の必要が高い方が多く加入している現状にあります。また、加入者が少なく財政運営が不安定となる市町村があるとともに、市町村ごとの保険料に大きな差があるといった問題があります。

このため、これまでも、市町村国保の財政基盤強化策や、一定額以上の医療費について都道府県内の全市町村が共同で負担する事業の実施、都道府県内の市町村国保財政の不均衡を調整

するための都道府県調整交付金の導入といった取り組みを進めてきました。

今回の改正は、こうした取り組みをさらに進めることで、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するものです。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、現在暫定措置となっている市町村国保の財政基盤強化策を恒久化することとしています。

第二に、市町村国保の都道府県単位の共同事業について、事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進することとしています。

第三に、都道府県による財政調整機能を強化するため、市町村国保の保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を引き上げ、これに伴い、国庫負担割合を引き下げることにしています。

最後に、この法律の施行期日についてです。

共同事業の対象医療費の拡大を円滑に進めるためには、個々の市町村への財政影響を緩和するとともに、十分な準備期間を設ける必要があります。このため、都道府県調整交付金の割合の引き上げについては、平成二十四年四月一日から施行し、共同事業の対象医療費の拡大については、財政基盤強化策の恒久化とあわせて、平成二十七年四月一日から施行することにして

います。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○池田元久君 たいいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、所要の措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、平成二十五年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策を一年間延長するとともに、平成二十七年分から恒久化すること、

第二に、市町村国保の都道府県単位の共同事業について、事業対象を全ての医療費に拡大すること、

第三に、都道府県調整交付金を給付費等の七%から九%に引き上げるとともに、これにに応じて、国庫負担の割合を引き下げること
等です。

国民健康保険法の一部を改正する法律

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日小宮山厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十八日、質疑を終了したところ、民主党・無所属クラブより、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はどれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年三月二八日)

○岡本(充)委員 たいいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。修正の要旨は、原案において平成二十四年四月一日となっている施行期日を公布の日に改めることであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二四年四月五日)

○小林正夫君 たいいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国民健康保険法の一部を改正する法律

げます。

本法律案は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、暫定措置となつている市町村国保の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化を推進し、併せて都道府県調整交付金の割合を七％から九％に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める等の修正が行われております。

委員会におきましては、国保財政の抜本的な基盤強化の必要性、保険料負担の在り方、市町村による国保運営の努力の確保、高齢者医療制度見直しの状況等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙智子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。